

## 福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 この補助金は、こどもを対象とした食事の提供、体験学習及び学習支援等の活動を通じて、地域においてこどもを中心とした多世代の交流の場「みんなの居場所」を創出し、こどもに対する地域の支援体制強化を図ることを目的とする。

### （定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども食堂 主としてこどもに対し、無料又は低額で食事を提供するとともに、多様な体験学習や遊びの機会を提供するこどもの居場所づくりを行う活動をいう。
- (2) 包括的な支援 前号の活動に加え、学習習慣の定着のため、集合形式により、無料で宿題又は自主学習の支援を行う活動をいう。

### （補助対象団体）

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次条に規定する事業を行う団体であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内において、前条各号に掲げる活動を継続的に実施する団体であること。
- (2) 定款、規約など組織運営に関する定めを有していること。
- (3) 団体の構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含んでいないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、活動の内容が公序良俗に反しないこと。

### （補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) こども食堂
- (2) 包括的な支援

2 前項に掲げる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 年間を通じて、定期的実施するよう努めること。
- (2) 地域の理解を得るとともに、地域住民及び関係団体等と連携した運営に努めること。
- (3) 利用するこどもの意見を聴取し、可能な限りその意向を反映した運営に努めること。
- (4) 事業の実施に当たり、こども又はその保護者から相談を受けた場合又は虐待等の養育環境に問題があり支援が必要と思われるこどもを把握した場合は、福井市のこども家庭センターその他の関係機関と連携を図ること。
- (5) 市が設置する「福井市こども食堂ネットワーク会議」に参画し、活動状況等について市の求めに応じて報告すること。

- (6) 食事の提供に当たっては、食品衛生法等の関係法令を遵守し、衛生管理及び食物アレルギーへの対応に十分配慮するとともに、必要に応じて福井市保健所へ相談すること。
  - (7) 生ものなど、食中毒の危険性が高い食品の提供は避けること。
  - (8) 開催に際し、食中毒、交通事故その他の事故に備え、適切な損害賠償保険に加入する等、必要な補償体制を整えること。
  - (9) 利用料を徴収する場合は、実費相当額等の低廉な額に設定すること。
  - (10) 営利を目的としないこと。
  - (11) 政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。
  - (12) 同一事業について、国、地方公共団体その他これらに類するものから、この要綱による補助金以外の補助その他の給付（以下「その他の補助金等」という。）を受けていないこと。ただし、その他の補助金等を受ける事業とこの要綱による補助対象事業を区分して実施する場合及びその他の補助金等を受ける事業に加え新たに本条に規定する取組を実施する場合等はこの限りでない。
  - (13) 前号の規定にかかわらず、「福井市こどもの居場所づくり（支援児童等対策）支援事業補助金」を受けていないこと（別事業であっても不可）。
  - (14) 個人情報の保護に関する法律を遵守し、直接又は間接的に知り得た個人情報の第三者への提供や目的外使用を行わないこと。
  - (15) 法令及び福井市の条例、規則、その他の規定を遵守すること。
  - (16) 国又は県の担当部署から団体情報の提供依頼があった場合、市が当該情報を提供することに同意すること。
  - (17) 団体名、活動内容、活動場所等の情報について、市ホームページ等での公表に同意すること。
- 3 補助対象事業の認定は、原則として実施場所ごとに行うものとする。ただし、同一の団体が同一の地区内において実施場所を移転し、又は複数の場所で実施する場合であって、市長が一体的な事業であると認めるときは、一つの補助対象事業とみなすこととする。

（補助対象期間）

第6条 補助対象期間（以下「期間」という。）は、第10条に規定する交付決定日から当該決定日の属する年度の2月末までとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める限度額と補助対象経費の額（当該事業の実施に伴い生じる利用料、寄附金その他の収入額を控除した後の額）のいずれか低い方の額（以下「補助基準額」という。）とし、予算の範囲内において市長が定める。

- (1) こども食堂
  - ア 期間内に1回以上実施する場合 30万円
  - イ 期間内に月2回（計20回）以上実施する場合 60万円
- (2) 包括的な支援
  - ア 期間内に1回以上実施する場合 50万円
  - イ 期間内に月2回（計20回）以上実施する場合 100万円

2 前項第1号イ及び第2号イの区分を申請する場合、1月当たり2回以上実施することを原則とする。ただし、申請団体の活動目的等により市長が認めるときは、前条に規定する期間内に

において合計20回以上となるよう実施日を定めることができる。この場合において、申請団体は事業計画書（様式第2号）にその理由を明記しなければならない。

3 第1項第1号イ又は第2号イの区分により申請する団体が、やむを得ない事情により実施回数を20回に満たない回数で申請する場合、1回不足するごとに、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、同項の限度額から差し引くものとする。

(1) こども食堂 3万円

(2) 包括的な支援 5万円

4 月当たりの延べ利用人数が50人以上となる月がある場合は、1月につき1万円を大規模実施加算金として補助基準額に加算することができる。

5 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### （補助対象経費）

第8条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 体験学習、遊びその他の交流の機会の提供に要する経費は、食事の提供に要する経費の額を著しく上回らないものとする。

#### （補助金の交付申請）

第9条 市長は、補助金の交付を希望する団体を公募する。補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業収支予算書（様式第3号）

(3) 団体の定款・規約、役員名簿

(4) 団体の概要や事業内容がわかる書類

(5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）

(6) 個人情報保護に関する誓約書（様式第5号）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 事業着手日は、交付決定の日以降とする。

3 第1項第1号の事業計画書の実施計画の欄に記載すべき内容と同等の情報が含まれる書類を別途添付したときには、当該欄の記載を省略することができる。

#### （補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付決定額及び交付条件を付して福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、理由を付して申請団体に通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

- 第11条 前条の規定による交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の内容若しくは経費の配分を変更し、又は事業実施回数を減少させようとするときは、あらかじめ福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業補助金変更交付申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第4項に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前項の規定により事業実施回数を減少させる場合（実施回数が20回を下回らない場合を除く。）は、当初の計画から減少した回数1回につき、次の各号に掲げる額又は交付決定額を当初の年間実施予定回数で除して得た額（千円未満切り捨て）のいずれか高い方の額を交付決定額から減じるものとする。
- (1) こども食堂 3万円
- (2) 包括的な支援 5万円
- 3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、同項に規定する減額を行わないことができる。
- 4 第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次に各号に掲げるものとする。
- (1) 事業の効率的又は効果的な実施に資する内容の細部の変更
- (2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額に伴う変更
- (3) 交付決定額の変更を伴わない経費配分の流用又は変更で軽微なもの
- (4) 交付決定額の変更を伴わない補助対象経費の増額
- (5) 第7条第4項の規定による大規模実施加算金を申請した月において、延べ利用者数が50人を下回らなかった場合
- 5 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業補助金変更交付決定（不承認）通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業中止・廃止承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業中止・廃止承認（不承認）通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、事業完了の日から30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末のいずれか早い日までに福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業補助金完了実績報告書（様式第12号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 事業成果報告書（様式第13号）
- (2) 事業収支決算書（様式第14号）
- (3) 領収書等、補助対象経費の支出を証する書類の写し
- (4) 事業の実施状況がわかる資料（写真、活動記録等）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第1号の事業成果報告書において、開催実績の欄に記載すべき内容と同等の情報が含まれる書類を別途添付したときは、当該欄の記載を省略することができる。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業補助金交付額確定通知書（様式第15号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業補助金交付請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、次条の規定により概算払を受けた補助金の額と前条の規定により確定した額が同一であるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第16条 市長は、補助対象事業の円滑な実施のため特に必要があると認めるときは、第10条に規定する交付決定額の5分の4を限度として、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、福井市こどもの居場所づくり（こども食堂活動等）支援事業補助金概算払請求書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

3 概算払を受けた補助金の精算は、第14条の規定による補助金の額の確定において行うものとし、既に交付した額が確定した額を超えるときは、補助事業者は、その超過額を市長に返還しなければならない。

4 第12条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた補助事業者は、既に概算払を受けた補助金の全額（中止又は廃止の時点までに要した対象経費がある場合にあっては、概算払を受けた額から当該経費を差し引いた額）を返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の目的に使用したとき。

(3) 第11条又は第12条の規定による承認を受けずに、事業の内容を変更し、中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助金の残額が生じたとき。

(5) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(関係書類の整備及び保存)

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出を証する書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の取扱い）

第19条 第9条の規定による交付申請及び第13条の規定による実績報告を行うに当たっては、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を補助対象経費から除外して算定しなければならない。ただし、次の各号に掲げる補助事業者は、この限りでない。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない団体
- (2) 免税事業者である団体
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者
- (4) 消費税法別表第3に掲げる法人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消費税等仕入控除税額を確定した後に市へ返還することを選択する団体

2 前項第5号の規定により消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付を受けた補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに福井市こどもの居場所づくり支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第18号）により市長に報告しなければならない。

3 前項の場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら申告を行わず本部等で一括して申告を行っているときは、当該本部等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

4 市長は、第2項の規定による報告を受けたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなお、従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

別表 補助対象経費（第8条関係）

費目	補助対象経費の内容	備考（対象外経費等）
報償費	運営に携わるボランティアスタッフへの謝礼、外部講師への謝金	・団体の役員、正規職員等の人件費は対象外 ・謝礼にあつては1時間当たりの単価は福井県最低賃金を上限とする ・スタッフの会場までの交通費等を含む
食糧費	食材、弁当、調味料、飲料等	・1食当たり800円（調理の場合は計画書で想定した利用人数で食材に係る費用を按分した額）を超える高額なものは対象外 ・スタッフのみの飲食費は対象外
消耗品費	文房具、食器、衛生用品（マスク・消毒液等）、学習用教材等	・耐用年数1年未満かつ1件2万円未満のものに限る ・事務所用の常備品等は対象外
印刷製本費	活動周知用チラシ、パンフレット、報告書等の作成・印刷経費	・他事業の周知を含むものは対象外 ・「福井市こどもの居場所づくり支援事業補助金対象事業」の明記が必須
光熱水費	会場使用や食材保管（冷蔵庫等）に直接要する電気・ガス・水道料金	・事務所分は原則対象外。ただし、専用メーター等により本事業分を明確に区分できる場合は可
通信運搬費	食材・資材等の配送料、ガソリン代、切手代等	・電話代、インターネット接続料等の固定費は対象外
保険料	食中毒、交通事故、けが等に備えた損害賠償保険、ボランティア保険料	・当該事業の実施期間・範囲を対象とするものに限る
使用料及び賃借料	会場使用料、食料品保管場所の借上料、ICT機器（PC等）のリース料	・団体が所有・常設管理する施設の賃借料（身内払い）は対象外
その他経費	食品衛生責任者講習受講料、政府備蓄米申請事務費、振込手数料、市長が事業実施に直接必要と認めた経費等	

<特記事項>

- 1 補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接必要かつ最小限の範囲の経費に限るものとする。
- 2 補助事業者の経常的な運営経費（事務所の維持管理費、常勤職員の人件費等）と明確に区分できない経費は、補助対象外とする。
- 3 次に掲げる経費は、補助対象外とする。
  - (1) 補助対象事業に直接必要と認められない経費
  - (2) 領収書その他の証拠書類により、用途を特定できない経費
  - (3) 団体の構成員による会合、会議その他親睦を目的とした行事の開催経費

- (4) 贈答品、慶弔費、交際費、接遇その他の接待に要する経費
- (5) 市が社会通念上、通常必要とされる額より著しく高額であると判断する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象とすることが適当でないとする経費